

## 役立つ生活保護Q&A

### Q 1

仕事を探しましたがなかなか見つかりません。「若いから、働きなさい」と言われました。

### A 1

努力しても、実際に働く場所が見つからなければ、生活保護は受けられます。就職活動のメモを持参すると説明しやすいです。

### Q 2

親族に、扶養してもらいなさいと言われました。

### A 2

扶養は、生活保護の開始の要件ではなく、収入認定上の優先事項に過ぎません。ですから、保護の要否判定とは無関係で、仕送りなど扶養が現実になされた場合に、その時点で収入認定するだけです。援助が受けられない状態かどうか、申請受付後、担当者に調査を依頼しましょう。

### Q 3

借金のある人は保護が受けられないと言われました。

### A 3

借金があれば、保護を利用できないことはありません。本来、保護費は最低生活維持目的に使用すべきで、借金の返済に充てることは望ましくありません。借金の整理を法律家に依頼して、法的に整理することを担当者に説明すれば、担当者も安心して保護を出せます。

### Q 4

窓口で、何回も相談扱いにされています。どうしたら、よいでしょう。

### A 4

「相談ではなく、生活保護の申請をします」とはっきり言って下さい。窓口の担当者は、保護の申請を拒否できません。